

## 補完貸付制度における貸付先の承認基準

下記の(1)から(5)までを満たしていること。

- (1) 次の (a) から (d) までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）であること。
  - (a) 金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）
  - (b) 金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）
  - (c) 証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）
  - (d) 短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）
- (2) 希望先が貸付希望店の相対型電子貸付取引先であること。
- (3) 申出の直前決算期末（中間決算期末を含む。但し、申出直前の決算期末の自己資本比率または資本バッファー比率が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。（3）において以下同じ。）において、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たしていること、または、申出の直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たすようになったと確認できること。
  - (a) 金融機関にあっては、連結および単体自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については 4%以上、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先（但し、外国銀行を除く）については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。さらに、法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
  - (b) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合は、(a) に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については 4%以上であること。さらに、法令により資本バッフ

ア一規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

- (c) 外国銀行にあっては、その母国において「バーゼル III：より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル III 適用先」という。）については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が 8%以上であること。その母国において該当する規制が存在しない場合（以下「銀行法準用先」という。）には、銀行法に準じて算出される当該外国銀行にかかる自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。さらに、法令（外国銀行のうちバーゼル III 適用先については当該外国銀行の母国の法令をいい、銀行法準用先については当該外国銀行に準用される銀行法をいう。以下この項において同じ。）により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- (d) 金融商品取引業者にあっては、金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項に基づき算定する自己資本規制比率（外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」という。）の場合には、同項および同法第 49 条の 2 第 3 項に基づき算定する自己資本規制比率とする。）が 200%以上（但し、外国金融商品取引業者で、当該外国金融商品取引業者を実質的に支配している会社の保証がある場合には、150%以上とする。）であること。
- (e) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者（金融商品取引法第 57 条の 2 第 2 項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）である場合は、(d) に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成 22 年金融庁告示第 128 号)に基づき算定された連結自己資本規制比率が 200%以上であること。
- (f) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社（金融商品取引法第 57 条の 12 に規定する親会社をいう。以下同じ。）である場合は、(d) および (e) に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成 22 年金融庁告示第 130 号。以下「川上連結告示」という。) 第 2 条および第 3 条に基づき算定された連結自己資本規制比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本規制比率 8%以上であること。
- (g) 川上連結告示第 4 条に基づき算定された連結自己資本規制比率が 200%以上であるときは、(f) の要件を満たすものとみなす。

- (h) 川上連結金融商品取引業者にあっては、(d)、(e) および (f) に加え、連結資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
  - (i) 証券金融会社および短資業者にあっては、自己資本比率が 200%以上（金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出する。）であること。
  - (j) (a)、(b)、(c) または (h) において、資本バッファー比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a)、(b)、(c) または (h) に定める資本バッファー比率の要件を満たすものとみなす。
- (4) 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、申出の直前の決算期末（中間決算期末を含む。但し、申出直前の決算期末の流動性カバレッジ比率が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。以下(4)において同じ。）において、次に掲げる要件を満たしていること、または、申出直前の決算期末以降の事情により、次に掲げる条件を満たすようになったと確認できること。
- (a) 金融機関（外国銀行を除く。）にあっては、流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
  - (b) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、(a) に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
  - (c) 川上連結金融商品取引業者にあっては、連結流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
  - (d) 流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a)、(b) または (c) の要件を満たすものとみなす。
- (5) 申出直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率または資本バッファー比率が実質的に (3) に定める水準を下回るとみられる、流動性カバレッジ比率が実質的に (4) に定める水準を下回るとみられる、またはその他信用力が十分でないと認められる特段の事情もしくは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。